

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局総務課

目 次

頁

(重点事項)

1	社会保障・税一体改革素案について	1
2	地域生活定着支援事業の推進について	6
3	ひきこもり対策推進事業の推進について	11
4	災害対策等について	14

(連絡事項)

1	無料低額老人保健施設に係る固定資産税減免措置の規程の見直しについて	31
2	社会福祉事業功労者に対する厚生労働大臣表彰について	31
3	共同募金運動についてについて	32

(参考資料)

1	平成24年度予算案の概要	33
2	平成24年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>	40
3	福祉避難所の指定状況について	41



1 生活困窮者対策の推進・生活保護の見直しについて

政府・与党では、昨年六月に決定された「社会保障・税一体改革成案」で示された基本的考え方や具体的な改革内容に従って更にその具体化に向けた議論を行い、本年2月17日に「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定したところである。

「社会保障・税一体改革大綱」においては、未来への投資（子ども・子育て支援）の強化、医療・介護サービス保障の強化、社会保険制度のセーフティネット機能の強化などの社会保障改革の方向性や具体的な改革内容が示されており、この改革の柱の一つとして、貧困・格差対策の強化が掲げられている。

すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得者へきめ細やかな配慮を行うことにより、貧困・格差対策の強化に取り組むことは喫緊の課題である。

このため、貧困・格差対策の強化については、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）の策定（平成24年秋目途）に向け、検討を進めていく予定である。

（1）生活困窮者対策の推進

第二のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備等を進めるため、国の中期プランを策定することや、生活困窮者の自立に向けた生活支援サービスの体系化、民間の生活支援機関（NPO、社会福祉法人等）の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討することを予定している。

（2）生活保護制度の見直しについて

生活保護の見直しについては、国民の国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組んでいく予定である。

なお、平成24年度における当面の対策として、生活保護制度において、以下の取り

ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やNPOの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。

イ 生活保護の適正化の徹底

支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

(参考) 社会保障・税一体改革大綱（抄）

6. 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）（一部再掲）

（3）重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し

○ 生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略（名称は今後検討）を策定する。（平成24年秋目途）

i 生活困窮者対策の推進

○ 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進する。

a. 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進め るため、国の中期プランを策定する。

b. 生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関（NPO、社会福祉法人等）の育成・普及、多様な就労機会の創出等を図るため、必要な法整備も含め検討する。

ii 生活保護制度の見直し

○ 国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組む。

i. 生活保護受給者の就労・自立支援の充実

○ ハローワークと連携した生活保護受給者に対する就労支援の強化、社会福祉法人やN P Oの協力を得て実施する高齢者等の生活支援の充実、生活保護受給世帯の子どもに対する養育相談等を実施する。

ii. 生活保護の適正化の徹底

○ 支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処する。電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策を徹底する。

社会保障・税一体改革を目指す将来像

～未来への投資(子ども子育て支援)の強化と現役世代への支えの強化～

社会保障改革が必要とされる背景

非正規雇用の増加など
雇用基盤の変化

家族形態や地域の変化

人口の高齢化、
現役世代の減少

高齢化に伴う社会保険
費用の急速な増大

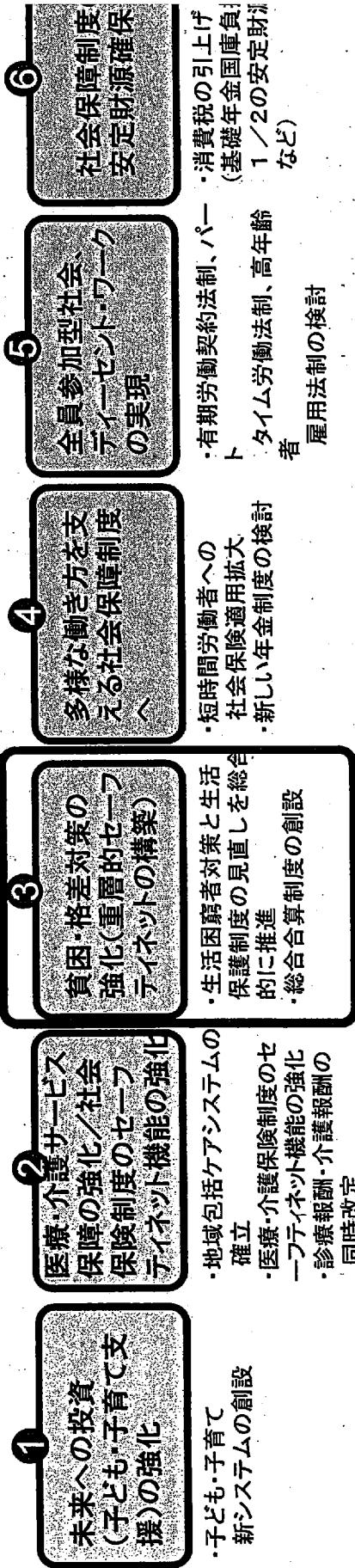
- ・高齢者への給付が相対的に手厚く、現役世代の生活リスクに対応できていない
- ・貧困問題や格差拡大への対応などが不十分
- ・社会保障費用の多くが赤字国債で賄われ、負担を将来世代へ先送り



改革のポイント

- ◆ 共助・連帯を基礎として国民一人一人の自立を支援
- ◆ 機能の充実と徹底した給付の重点化・効率化を、同時に実施
- ◆ 世代間だけでなく世代内での公平を重視
- ◆ 特に、①子ども・若者、②医療・介護サービス、③年金、④貧困・格差対策を優先的に改革
- ◆ 消費税の充当先を「年金・医療・介護・子育て」の4分野に拡大＜社会保障4経費＞
- ◆ 社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時に達成⇒2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き上げ
- ◆ 就労促進により社会保障制度を支える基盤を強化

改革の方向性



現時点で考えているスケジュール

項目	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)
----	------------------	------------------	------------------	------------------

＜第2のセーフティネットの構築＞

＜生活困窮者対策＞

『生活支援戦略』(名称は今後検討)の策定

■生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定。(平成24年秋目途)

①生活困窮者対策の推進

○第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進。

i)生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めため、国の中期プランを策定

ii)生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化、民間の生活支援機関(NPO、社会福祉法人等)の育成・普及、多様な就労機会の創出を図るため、必要な法整備も含め検討。

②生活保護制度の見直し

○国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、生活保護制度の見直しについて、地方自治体とともに引き続き検討。

法案提出も検討

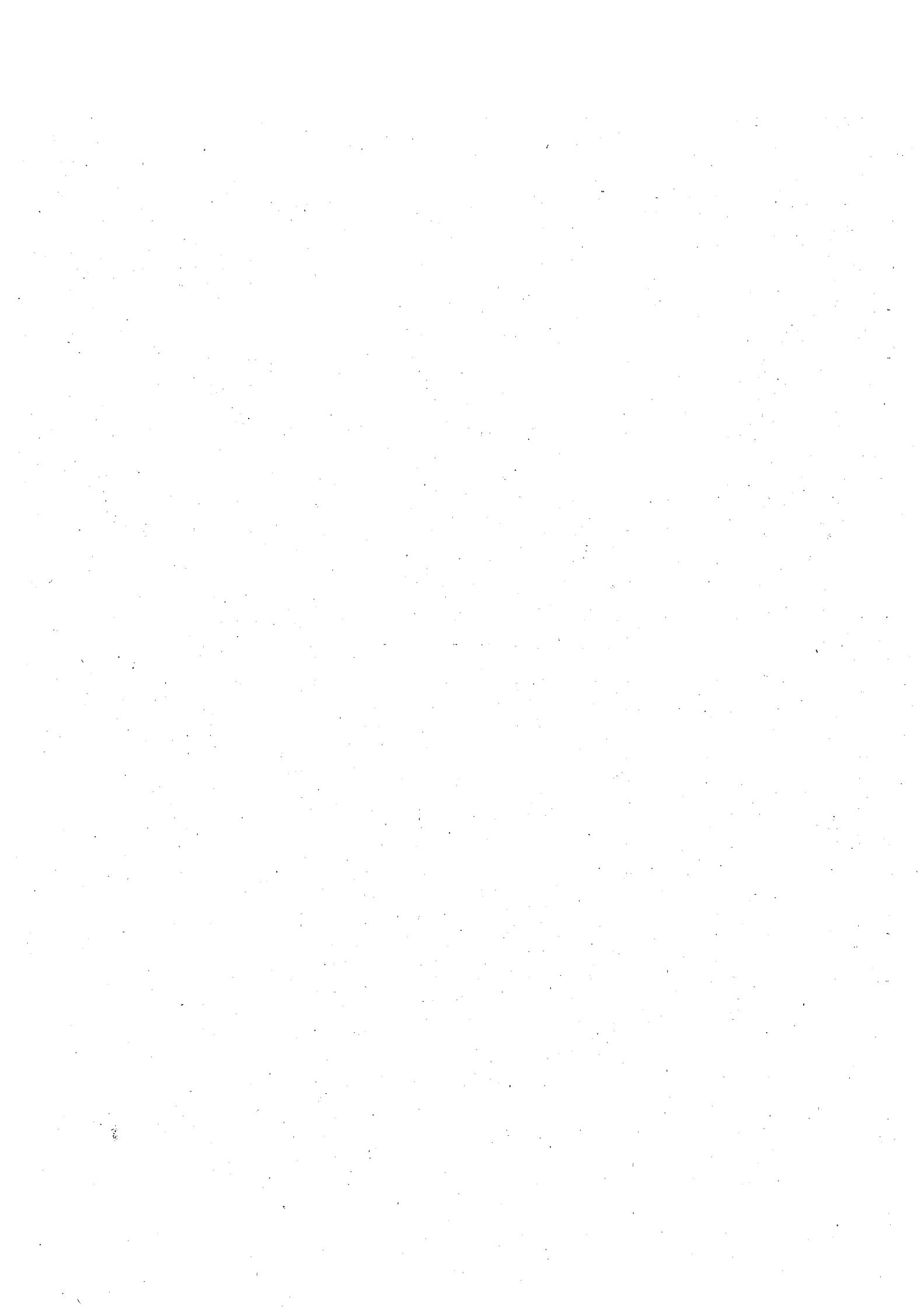
＜生活保護の運用改善等・生活保護基準の検証＞

■生活保護の運用改善等

- ・福祉事務所における就労・自立支援機能の強化・技能訓練等
- ・電子レセプトの機能強化や後発医薬品の利用促進
- ・要保護者の資産等に関する金融機関本店への一括照会等

- 生活保護基準の検証
- ・5年に一度実施する全国消費実態調査等に基づき、生活保護基準について生活保護基準部会において検証実施
- ・<24年末までに検証実施>

必要に応じて、
生活保護基準
の見直し

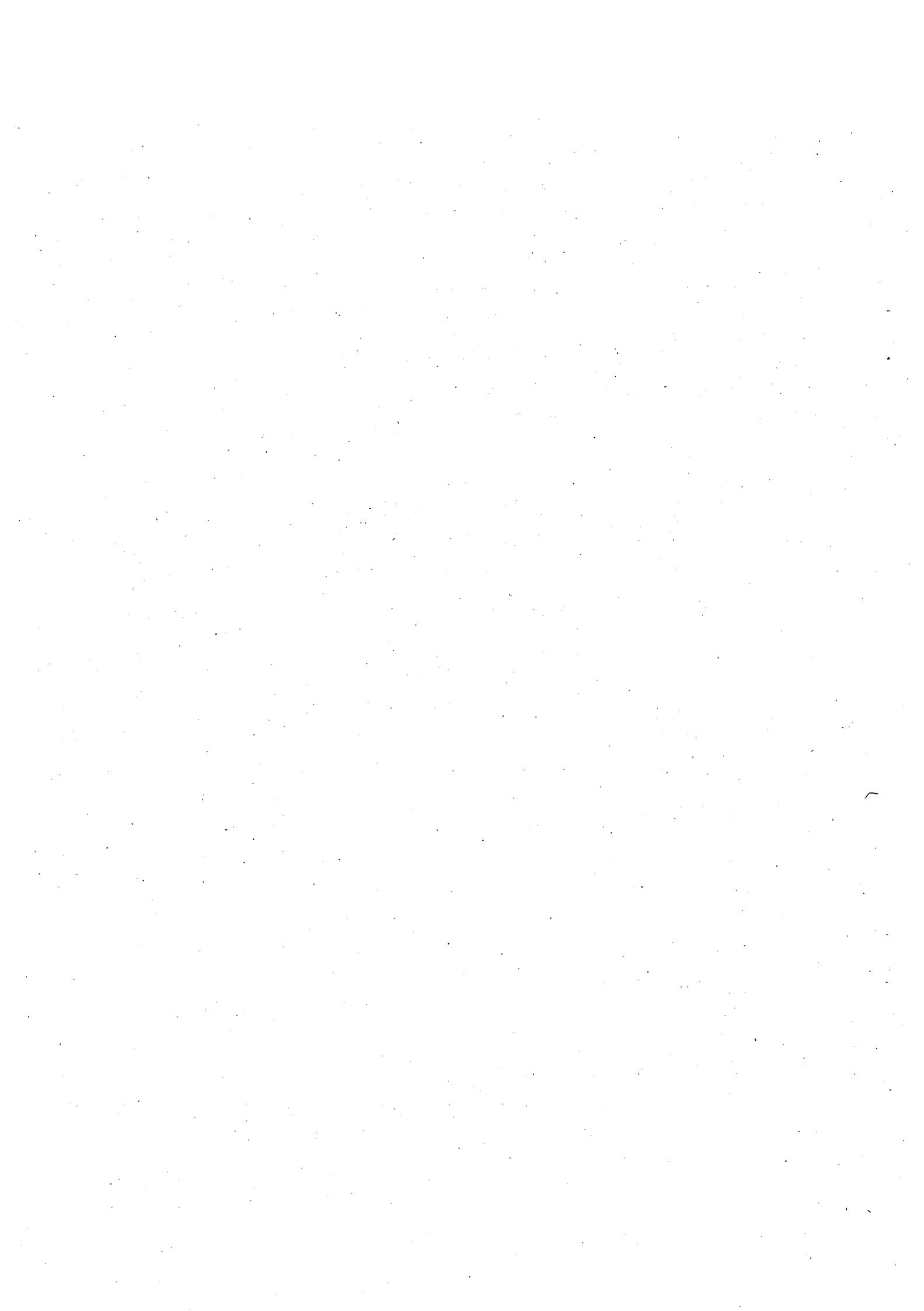


社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局 地域福祉課

消費生活協同組合業務室



(重点事項)

頁

1 地域福祉の推進について	1
(1) 地域コミュニティ復興支援事業について	
(2) 安心生活創造事業について	
ア 安心生活創造事業のこれまでの取り組みについて	
イ 安心生活創造事業の今後の実施方針について	
(3) 日常生活自立支援事業について	
(4) 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画について	
ア 計画の積極的な策定について	
イ 計画策定の手続について	
ウ 計画策定の調査について	
(5) 社会福祉協議会について	
ア 社会福祉協議会との連携等について	
イ 市社会福祉協議会の監督権限の移譲について	
(6) 地域福祉等推進特別支援事業について	
ア 地域福祉等推進特別支援事業の活用について	
イ 地域人材活用支援事業（新規事業）について	
(7) 民生委員について	
ア 民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について	
イ 地域主権一括法への対応について	
2 ホームレス等生活困窮者支援について	13
(1) 平成24年度のホームレス対策事業について	
ア 総合的な支援の推進について	
イ 法の取扱いについて	
(2) ホームレスの実態に関する全国調査について	
(3) ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業について	
(4) パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト事業について	
(5) 社会的包摶ワンストップ相談支援事業について	
ア 平成23年度事業（モデル事業）について	
イ 平成24年度事業について	
3 生活福祉資金貸付制度等について	21
(1) 震災特例貸付の実施について	
ア 緊急小口資金の特例措置の取扱いについて	
イ 生活復興支援資金の取扱いについて	
(2) 貸付事業の実施体制強化等について	
ア 事務費にかかる財政措置について	
イ 事務費の補助規定の見直し等について	
(3) 暴力団員等による不正利用対策について	
(4) 臨時特例つなぎ資金について	

(2) 地方改善事業の実施について	
ア 隣保館運営事業等の推進について	
イ 繼続的相談援助事業等について	
ウ 隣保館の公平中立な運営について	
エ 隣保館と関係部局、機関との連携について	
オ 隣保館職員の資質向上について	
カ 隣保館運営審議会について	
(3) アイヌ政策の推進について	
(4) 人権課題に関する啓発等の推進について	

5 消費生活協同組合の指導・監督について 29

(1) 地域における生協の社会的役割について	
(2) 改正法の施行に伴う共済事業の事業実施における対応について	
(3) 会計基準の適用について	
(4) 健全な運営の確保について	
(5) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について	
(6) 政治的中立の確保について	
(7) 國際協同組合年について	

(連絡事項)

1 全国民生委員児童委員大会について	35
2 全国ボランティアフェスティバルについて	35
3 生活困窮者自立支援室の設置について	35

(参考資料)

1 平成24年度地域福祉課予算（案）の概要	36
2 生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について	37
3 地域主権一括法案による民生委員法の一部改正について	38
4 都道府県別のホームレス数	41
5 生活福祉資金の貸付状況	42
6 高校生の授業料等滞納に係る生活福祉資金貸付（教育支援資金）の取扱いについて	44
7 地方改善事業費（隣保館運営費等）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表	46
8 生協法施行規則及び生協法施行規程の一部改正について	47

(1) 平成24年度のホームレス対策事業について【P17参照】

ア 総合的な支援の推進について

厚生労働省では「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）及び法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、福祉、雇用等の各分野にわたって施策を総合的に推進してきたところである。

平成24年度においても、引き続き、総合相談事業や、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業などを実施することとしているので、各自治体におかれては、特定非営利活動法人、社会福祉法人等の民間団体（以下「NPO等民間団体」という。）との連携、協力の下、事業の推進を図られたい。

イ 法の取扱いについて

議員立法である同法は10年間の時限立法であり、平成24年8月に失効の時期を迎えることとなる。同法の取扱いについては、現在、民主党において期限延長に向けた対応が進められている状況にある。今後取扱い等について情報提供することとしているのでご了知願いたい。

(2) ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査、生活実態調査）については、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、各自治体にご協力いただき実施しているところである。

このうち、概数調査については来年度（平成25年1月を予定）も実施する予定であり、平成24年度予算（案）においても、当該調査に係る所要の経費を確保したところでるので、引き続きご協力願いたい。

また、生活実態調査（29自治体にご協力をいただき平成24年1月実施）については、今後調査結果の分析・評価を行い、平成25年に予定している基本方針の見直しに向けた政策評価等に活用することとしている。その内容等については、適宜情報提供するのでご活用願いたい。

(3) ホームレス等貧困・困窮者の「糸」再生事業について【P18・P19参照】

厳しい雇用失業情勢が続く中、「職」と「住まい」を失った方や身寄りがなく路上生活を余儀なくされる方など貧困・困窮者に対しては、地域社会で自立し、安定

まい対策分)に積増しを行い、ホームレスはもとより、「職」と「住まい」を失うなどホームレスとなるおそれのある貧困・困窮者を新たに対象とした「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」(以下「絆事業」という。)を実施しているので、積極的にご活用願いたい。

なお、絆事業は平成23年度第3次補正予算において「地域コミュニティ復興支援事業」と合わせて「社会的包摶・「絆」再生事業」として再編されたのでご了知願いたい。

絆事業の内容については、既に平成23年1月22日付社会・援護局長通知「『セーフティネット支援対策等事業の実施について』の一部改正について」(社援発1122第4号)で周知しているが、ホームレスの方などへの支援に当たっては、自治体だけでなく、日頃から信頼関係を構築しているNPO等民間団体と連携して事業を実施することが効果的であることから、絆事業のメニューの一つである「NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業」を積極的に活用されるようお願いしたい。なお、本事業の実施状況(予定含む)は以下の通りとなっている。

NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の運営状況(平成23年6月末時点、実施予定含む)

自治体		活動分類								
		炊き出し	配食・食事会	生活相談・支援	就労相談・支援	宿所提供的 シェルター	衣類・日用品 寝袋等提供	集いの場 サロン	巡回・見回り	その他
千葉県	1	○		○	○	○	○	○	○	
新潟市	2					○				
岐阜市	3	○	○	○			○		○	
愛知県	4			○	○	○		○	○	
	5			○	○			○	○	
	6			○	○			○	○	
	7	○	○	○	○	○	○	○	○	
	8			○	○			○	○	○
大阪府	9			○						○
	10			○	○	○				○
和歌山県	11			○		○	○			
広島市	12			○						
熊本市	13			○	○	○			○	○
合計	13団体	3	2	12	8	7	4	6	8	4

(社会・援護局地域福祉課調べ)

パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクトについては、平成22年度から内閣府が募集を行い緊急雇用創出事業臨時特例基金【所管：職業安定局】を活用して実施しているが、今回の東日本大震災の影響もあり、社会的排除リスクの連鎖・蓄積を止めるための包括的、予防的な対応の重要性が増してきていることから、当該プロジェクトについては、社会的排除リスクの高い者を幅広く対象としたモデル事業として継続発展（新モデルプロジェクト）させ、これらの取り組みの制度化に向けた検討を進めることとしたものである。

このため、平成23年11月に内閣府が募集を行った本事業の第3次実施分（「新モデルプロジェクト」26地域）については、「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」を活用して実施することとしたものである。

本プロジェクトの実施に関する事務は従前どおり内閣府が行い、事業実施に係る交付金の執行に関する事務については地域福祉課が行うこととしている。なお、交付金については既に交付決定済みであるので、適切な執行を図られたい。

25年度以降の実施方針については、当該モデル事業の実施状況等を踏まえたうえで検討することとしている。

（5）社会的包摂ワンストップ相談支援事業について【P20参照】

ア 平成23年度事業（モデル事業）について

昨年1月18日に、内閣総理大臣の指示により内閣官房に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、この特命チームにより、8月10日に「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」がとりまとめられたところである。

この中で、「生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の悩みを傾聴するとともに、問題を解決するワンストップ型の相談支援が必要であり、こうした体制を早急に整備する必要がある」との提言が行われたことを踏まえ、内閣官房社会的包摂推進室において、平成23年度第3次補正予算に約4.7億円を盛り込み「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を創設したものである。

補正予算の成立後、厚生労働省に予算の移し替えがなされたため、地域福祉課において事業の実施団体の公募を行い、本年1月27日に外部有識者による選定委員会を開催し、「一般社団法人社会的包摂サポートセンター」を実施主体として決定したところである。

この事業は、24時間365日つながる電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業であり、

携が重要となるので、事業実施団体へのご協力をお願いしたい。

一般社団法人社会的包摶サポートセンター ホームページ <http://279338.jp/>

イ 平成24年度事業について

平成24年度については、全国で事業展開することとして、内閣官房が平成24年度予算（案）に必要な予算を計上しているところである。事業の実施団体については、改めて公募により決定される予定であるが、事業の円滑な実施にご協力をお願いしたい。

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

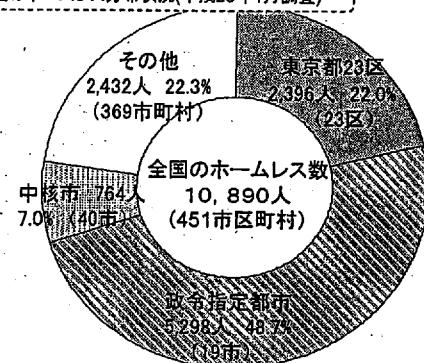
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、全国調査を毎年1月に実施。
(平成23年は15年と比べ、▲14,406人(△56.9%)。)

調査年	ホームレスの数	前回との増減
平成15年	25,296人	
平成19年	18,564人	▲6,732人(△26.6%)
平成20年	16,018人	▲2,546人(△13.7%)
平成21年	15,759人	▲259人(△1.6%)
平成22年	13,124人	▲2,635人(△16.7%)
平成23年	10,890人	▲2,234人(△17.0%)

全国のホームレス分布状況(平成23年1月調査)



「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(議員立法)の概要

1. 公布・施行

- ・平成14年8月7日公布・施行
- ・施行から10年後に失効(平成24年8月6日)

2. ホームレスの定義

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

3. 目的

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資すること。

4. 国の責務等

- (1) 国の総合的施策の策定・実施の責務、全国調査の実施、財政上の措置の努力(地方公共団体、民間団体への支援)
- (2) 地方公共団体の実情に応じた施策の策定・実施の責務
- (3) ホームレスの自立への努力、国民の協力

- 避難者の孤立化等の課題に対応するため、被災者への生活支援等に資する復興支援関連事業を実施。

【追加事業内訳】・社会的包摶・「絆」再生事業

- ・被災生活保護受給者に対する生活再建サポート
- ・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備
- ・パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト

※ 既存事業についても延長実施

○ 緊急雇用創出基金(住まい対策)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		<p>【復興支援関連事業】 [追加]社会的包摶・「絆」再生事業 [追加]被災生活保護受給者に対する生活再建サポート [追加]生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備 [追加]パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト</p> <p>・生活福祉資金貸付事業の実施に 必要な原資等の確保 600億円 ※H22年度 補正予算</p>	※H23年度第3次補正予算 23年度末→24年度末 <p>【実施期間の延長】 23年度末→24年度末</p>
・住宅手当緊急特別措置事業 ・就労支援の強化 ・生活福祉資金貸付事業における社会福祉 協議会の相談支援体制の充実 等 ・ホームレス対策事業		700億円 ※H21年度第2次補正予算	

23年度3次補正予算における追加事業の概要

・ 社会的包摶・「絆」再生事業

地域において「絆やつながり」を持ち続けることができるよう、住民ニーズの把握や見守り等の支援体制の構築など地域支援の仕組みによる社会的包摶を進めるための取り組みを支援するとともに、震災の影響による失業者の路上化防止、生活再建を図る。

・ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート

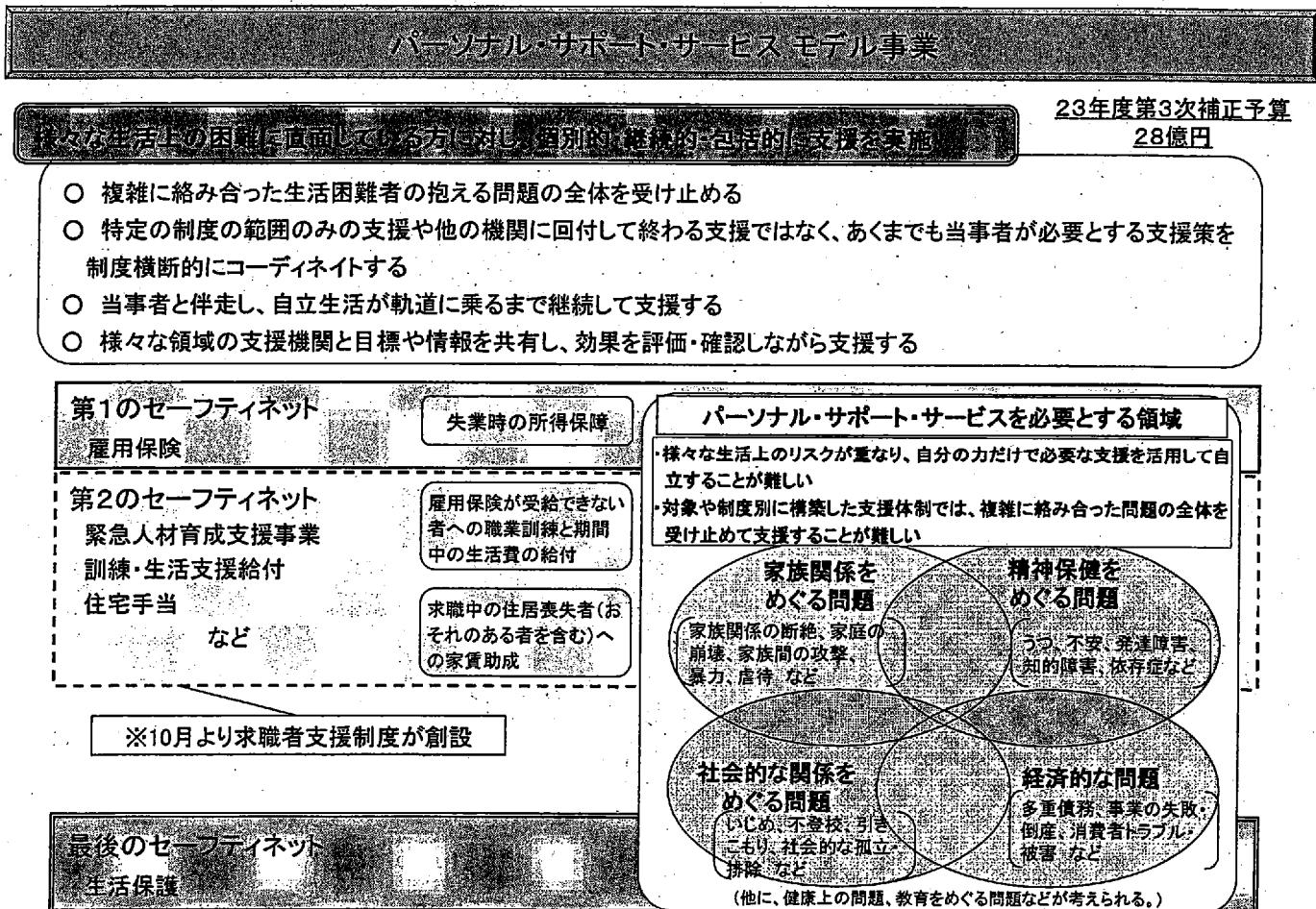
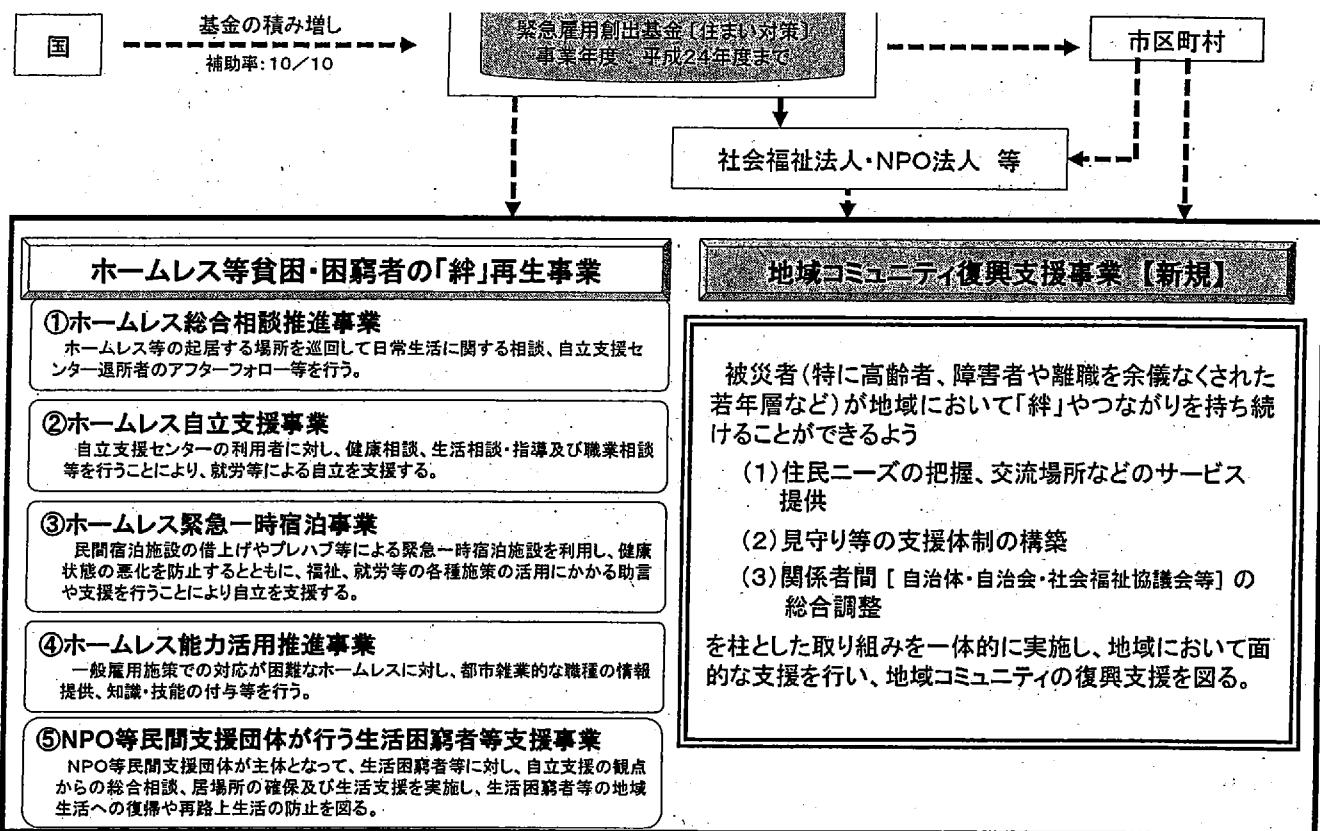
生活基盤を失ったり、遠隔地への避難を余儀なくされた被災生活保護受給者の生活再建を図るために、社会福祉士等の「生活再建サポーター」による個別支援を行う。

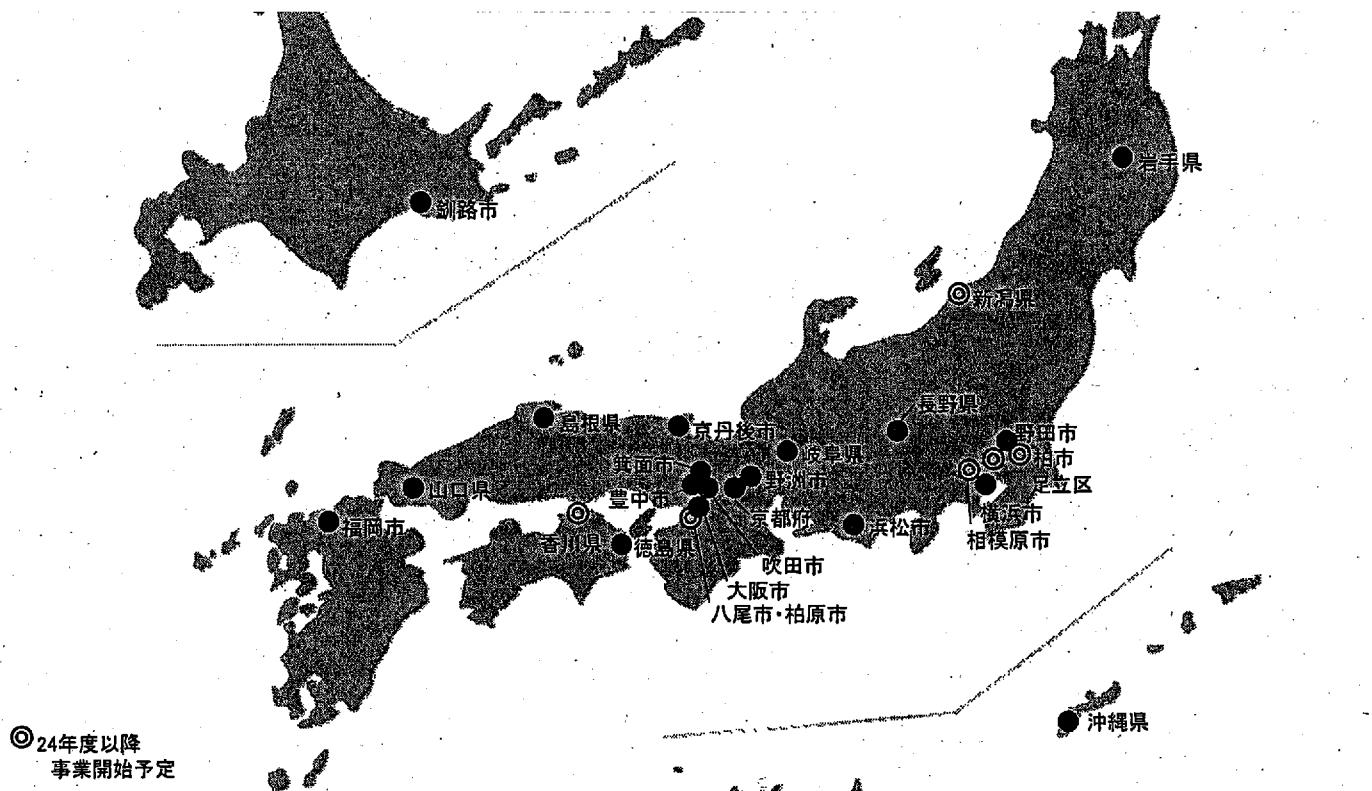
・ 生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備

被災した低所得世帯に当面の生活に必要となる経費等の貸付けを行うことにより、生活の復興を支援する生活福祉資金貸付の特例貸付の実施体制の整備を行う。

・ パーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクト

様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的・継続的・包括的に支援を実施するパーソナル・サポート・サービスについて、全国20か所程度でモデル・プロジェクトを実施する。





社会的支援ワシントップ相談支援事業

- 「東日本大震災からの復興の基本方針(5)(4)④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進(平成23年7月29日)」にも指摘されているように、東日本大震災の発生により、被災地をはじめ、全国的に社会的排除のリスクが急速に高まっており、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の悩みの傾聴や問題解決するワンストップ型の相談支援が必要。
 - 「一人ひとりを包摂する社会」特命チームによる「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(平成23年8月10日)を踏まえ、24時間365日、全国からつながる電話相談窓口を設置するとともに、被災地を始めとして、電話相談を具体的な解決に繋げるための寄り添い支援を行う「社会的包摂ワンストップ相談支援事業」を創設。
 - 事業は、公募により選定した法人が実施。
 - 平成23年度3次補正予算額 468百万円(11月30日付けで内閣官房から厚生労働省に予算の移し替え)
※なお、平成24年度は内閣官房にて予算案に計上(1649百万円)

